

第20回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成18年12月1日(金)午後16時～午後17時10分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、井上正二、中尾芳己、南条晴世、福中眞美、眞杉紀久代、
山田弘己

実施機関 情報政策課長 奥山良海、同課課長補佐 田島 誠、同課情報化
推進係主事 田中久美子

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 新谷厚、同課情報公開室長
堀本慎一、同室主査 眞銅美雪

配付資料 1 レジюме

2 説明資料「生駒市の情報ネットワークと情報セキュリティについて」

議 題 1 生駒市のネットワーク及びセキュリティに関する現状について

2 その他

審議内容

- 1 審議会が実施機関から諮問される事項のうち、多数を占める生駒市個人情報保護条例第10条の「電子計算機の結合の制限」について審議するに当たって、本市の情報セキュリティに関する理解を深めるとともにその参考とするため、実施機関(情報政策課)に対し、生駒市のネットワーク及びセキュリティについての説明を求めた。

〔審議経緯〕

実施機関（情報政策課）から生駒市の情報ネットワーク及び情報セキュリティポリシーに基づく各種対策等について説明があった。

委員から確認のための質疑があり、情報資産を適切に保護するため、必要なセキュリティ対策を採っていることを説明した。

主な質疑

Q 情報セキュリティ対策のうち、物理的セキュリティ対策として、サーバ室への入退出の管理はどうなっているのか。

A 管理されたエリアにおいては、入退室も許可された者に限定し、利用者の記録を取るなど厳しい管理を行っている。

Q コンピュータのウイルス対策は。

A 端末用パソコンを含めすべてのパソコンやサーバにもウイルス対策用ソフトを導入している。

Q 外部へのアウトソーシング（委託）する際のセキュリティ対策は。

A 契約上の明文化のほか、媒体の暗号化や受渡時の受取人の指定、身分上の確認を行うなどで、情報の漏えいや紛失の防止を図っている。

Q 委託以外で情報の受渡しを行うことはないのか。

A 市民税の特別徴収事務などで、事業所との情報の受渡しを行っている。この場合も、協定を締結したり、暗号化を図ったりしてセキュリティ対策を行っている。

Q 個人所有のパソコン持込みは。

A 原則禁止である。

Q 古くなったパソコンなどの情報機器の廃棄については。

A 市の責任として、パソコンについては、特殊な機器で破壊した上で、廃棄している。また、リース物件についても同様の処理をして返却している。

Q パスワード、IDの使い回しはしていないか。

A 1人につき1つのパスワード、IDを設定している。ウェブシステムが

毎年増加するので、複数のパスワードを持つ者もいるが、職員の異動ごとに抹消、設定変更などは情報政策課で集中管理している。パスワードの一定期間での変更等の実施については検討中である。

Q 情報の外部への持出しについては。

A セキュリティポリシー上、重要な情報は持出禁止であり、フラッシュメモリーなどの外部媒体の接続も制限している。

Q 個人情報を取扱う業務を委託している電算会社とはオンラインで繋がっているのか。

A メンテナンスのために臨時につなぐ場合があるが、本来の業務処理のための情報の送受信はしていない。

Q 職員に対する研修は行っているのか。

A 積極的に研修を行っており、先日もセキュリティポリシーについての管理職研修を行ったところであるが、理解度のチェックまではしていない。

Q 情報の漏えいなどに関する誓約書は職員から徴集しているのか。

A 公務員としての一般的な誓約書はあるが、情報漏えいに限った誓約書は取っていない。

(その他)

セキュリティポリシーが正しく運用されているかどうか監査を行うことが今後の課題となっている。

今後の「電子計算機の結合の制限」に係る諮問については、説明を受けたセキュリティ対策が図られていることを前提として審議を行う。

2 その他

事務局から、企画政策課が実施する「まちづくりに関するアンケート」のための本審議会委員の個人情報(氏名、住所)の提供について、同意の確認があり、出席委員全員が同意した。